平成29年度 あさぎり町議会第1回会議会議録(第1号)								
招集年月日	平成29	年4月12日						
招集の場所	あさぎ	り町議会議場						
開閉会日時	開議	平成29年4月12日 午前10日	時00分 議長 山口和幸					
及び宣告	散会	平成29年4月12日 午前11時	<b>-</b> 新02分 議 長 山 口 和 幸					
	議 席	氏 名 出欠等 の 別						
応 (不応) 招議員	1	市岡貴純〇	9 永 井 英 治 〇					
及び出席並びに	2	難波文美	10 皆越でる子 〇					
欠席議員	3	加賀山 瑞津子 〇	11 小見田 和行 〇					
出 席 15名	4	橋 本 誠 〇	12 奥田公人 △					
欠 席 1名	5	久保尚人 〇	13 久保田 久男 〇					
○ 出席 △ 欠席	6	小出高明〇	14 溝口峰男 〇					
× 不 応 招	7	森 岡 勉 〇	15 徳永正道 〇					
	8	豊永喜一〇	16 山口和幸 〇					
議事録署名議員								
出席した議会書記	事務局		<u>'</u>					
		名 氏 名 出欠等						
	, , ,	(7) 別	]					
	町		教育長中村富人 〇					
   地方自治法第121	総務課	長 土 肥 克 也 ○	教育課長 木 下 尚 宏 〇					
条により説明のた	企画財 課 :	神 田 利 久 〇	農業振興					
め出席した者の職	税務課:	那 須 正 吾 〇	商工観光 北口俊朗 〇					
氏名 出席 ○	町民課:		建設林業 坂 本 健 一 郎 〇					
欠席 ×								
	高齢福建	上村哲夫						
	健康推選課	≝ 岡 部 和 平 ○						
議 事 日 程	別紙の	 とおり						
-		 とおり						

## 議事日程(第1号)

日程第	1	会議録署名議	員の指名について
日程第	2	議案第1号	免田地区体育館改修工事請負契約の締結について
日程第	3	報告第1号	専決第1号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告に
			ついて
日程第	4	報告第2号	専決第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する
			条例の報告について
日程第	5	報告第3号	専決第3号 専決処分した平成28年度あさぎり町一般会計補正予算(第8
			号)の報告について
日程第	6	報告第4号	専決第4号 専決処分した平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補
			正予算 (第5号)の報告について
口任免	U		

### 本日の会議に付した事件

本日の会議に付した事件						
	日程第	1	会議録署名議員	員の指名について		
	日程第	2	議案第1号	免田地区体育館改修工事請負契約の締結について		
	日程第	3	報告第1号	専決第1号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告に		
				ついて		
	日程第	4	報告第2号	専決第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する		
				条例の報告について		
	日程第	5	報告第3号	専決第3号 専決処分した平成28年度あさぎり町一般会計補正予算(第8		
				号)の報告について		
	日程第	6	報告第4号	専決第4号 専決処分した平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補		
				正予算 (第5号)の報告について		

## 午前10時 開 会

- ●議会事務局長(片山 守君) 起立、礼、おはようございます。着席。
- ◎議長(山口 和幸君) ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、平成29年度あさぎり町議会第1回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長(山口 和幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、加賀山瑞津子議員、4番、橋本誠議員を指名します。

## 日程第2 議案第1号

- ◎議長(山口 和幸君) 日程第2、議案第1号、免田地区体育館改修工事請負契約の締結についてを議題と します。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 本日の議会どうぞよろしくお願いいたします。副町長が私の代理で県の方へ行って

ますので、本日は欠席としております。議案第1号、免田地区体育館改修工事請負契約の締結について、提案させていただきます。免田地区体育館改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結することとする。1、工事名、免田地区体育館改修工事。2、工事内容、天井耐震及び設備器具の改修工事。3番、工事場所、球磨郡あさぎり町免田東地内。4、契約金額、5,432万4,000円。5、契約の相手方、球磨郡あさぎり町免田東2684の90、株式会社上野建設、代表取締役、上野敏一。6、契約の方法、指名競争入札。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

#### ◎議長(山口 和幸君) 教育課長。

- ●教育課長(木下 尚宏君) はい、それでは内容につきまして、補足説明をさせていただきます。本件につきましては、入札を1昨日、29年の4月10日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。主な工事概要につきましては、先ほどの工事内容の記載、その他、天井撤去後の塗装、あるいは自動火災報知機の全面改修等の一式を予定しております。この工事請負費につきましては、工法の変更等を行いまして、12月の議会におきまして補正、そして、繰越事業として計上させていただいております。工期につきましては、県民体育祭の会場となっておりまして、今年の8月末日を予定しているところでございます。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 11番です。1点お伺いいたします。耐震改修の工事ということでございますが、免田地区体育館のですね、いずれ防災の避難所等もなると思うんですけど、その際、今現時点におけるIS値とですね、それから改修後のIS値がどれだけ向上するのかの検証なされているのか、それから天井のですね、落下物に関する振動に、どの程度耐えうる工事を目指されるのか、その2点を伺いたいと思います。

#### ◎議長(山口 和幸君) 教育課長。

●教育課長(木下 尚宏君) I S値についてはですね、ちょっと本日資料を持ち合わせておりませんので、 後ほど回答させていただきたいと思います。それから、今回の工事につきましてはですね、天井の非構造物 の撤去を行いますので、いわゆる安全面という部分では、天井あるいは非構造部材の危険な部分は撤去する ということですので、安全面ではその部分は確保できるかと思っております。以上でございます。

#### ◎議長(山口 和幸君) 小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 普通IS値は避難所とかの防災関係の施設に供するところは、普通一般が0.6、そういう場所は1.5倍を必要というふうになっておりまして、それが必ずしもそういうことに盛り込まれているのかどうか、やっぱり確認する必要があると思うんですね。それから、天井においてもですね、その振動をどれぐらい耐えるかというのも、各今熊本の震災等でかなりの検証がなされておりますので、その辺を参考にして、確実に安全性が担保できるかどうかも、やはり業者に対して、確認をしてからの工事に移るべきと思いますけど、いかがお考えでしょうか。

◎議長(山口 和幸君) ここで暫時休憩します。(暫時休憩)

休憩 午前10時06分 再開 午前10時09分

◎議長(山口 和幸君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育課長。

- ●教育課長(木下 尚宏君) はい、新耐震基準のお尋ねでございましたけれども、この体育館のほうがですね、新基準後に建てられた建物ということで、知事は達しているということでございます。以上でございます。
- ◎議長(山口 和幸君) 小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 経年劣化でですね、基準後の建設基準法後の建設ということで、そういったそれだけで耐震化という判断でしょうけど、やはりこれだけの高額な天井に耐震の投資をする以上はですね、その躯体本体のですね、やっぱ I S値の測定は行ってしないと、その辺のところがですね、不明瞭な上にそういう、釣り天井だけの改良だけでいいのかという問題があると思うんですね。それに対しては、やはり今後耐震化、特に防災の拠点とか避難場とかなり得るところに関しては、そこら辺のところの調査をしといてですね、新たな投資を天井、特殊天井等にも施すべきと思っておりますんで、今伺ったわけでございますが、今後こういうことが今から出てまいりましょうけど、それについての釣り天井とか、その耐震化に向けての考えは町長はいかがお持ちなんでしょうか
- ◎議長(山口 和幸君) 町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 今、指摘のとおりですね、いろんな国が新しく、近年の、この地震が、大きな地震がでてきていることからですね、いろんな基準等の確認、見直しが出てきてますので、やっぱり今指摘のとおりですね、こういったところは一つ一つ、今後の改造、改築していくことが必要と思いますので、確認しながらですね、数字的にもしっかり確認しながら進めていきたいと思います。
- ◎議長(山口 和幸君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎議長(山口 和幸君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- ◎議長(山口 和幸君) これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 日程第3 報告第1号

- ◎議長(山口 和幸君)日程第3、報告第1号、専決第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例について報告します。地方自治法昭和22年法律第67号、第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ◎議長(山口 和幸君) 税務課長。
- ●税務課長(那須 正吾君) あさぎり町税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。今回の条例の一部改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございます。 24ページをお願いいたします。下から3行目の、施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行となっておりますが、1番下の(1)及び、次ページの(2)の条項につきましては、それぞれ施行日が平成31年1月1日及び、平成31年10月1日となっております。それでは改正内容につきまして、1番後の75ページ、76ページの、

条例改正の概要で御説明申し上げます。なお、説明につきましては、改正の主だったもののみとさせていただきます。表1の1番左の番号1番の第18条の3は、平成31年より現在の軽自動車税が種別割にかわるものでございます。4番の第34条の4の改正は、法人住民税法人税割の税率を100分の9.7から、100分の6に引き下げるものでございます。平成31年10月1日から適用されるものでございます。そのずっと下の12番から18番にかけましては、軽自動車税の環境性能割の導入に伴うところの改正でございます。環境性能割とは、現在の自動車取得税が環境性能割に変わるもので、燃費等の要件で税率を決定するものでございます。平成31年10月1日より施行となります。次ページの19番をお願いします。附則第5条でございますが、配偶者控除の見直しが進められておりますが、それに伴いまして、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改正するものでございます。これにつきましては、平成31年1月1日より施行となります。21番目の附則第7条の3の2は、住宅ローン控除の対象年度を2年延長されるものです。それから22番、附則第8条は、肉用牛の売却の特例で適用期限を3年間延長するものでございます。それから27番、附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年延長するものでございます。その他にも、震災等により滅失等した償却資産に対する特例や超高層建築物に係る案分の方法などの改正がありますが、あさぎり町にはあまり影響がないものについての説明は省略させていただきます。以上で、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 報告が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

### 日程第4 報告第2号

- ◎議長(山口 和幸君) 日程第4、報告第2号、専決第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告します。地方自治法昭和22年法律第67号、第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ◎議長(山口 和幸君) 税務課長。
- ●税務課長(那須 正吾君) あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。今回の条例の一部改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございます。それでは、6ページの条例改正の概要で、改正内容を御説明申し上げます。第23条第2号及び第3号は、軽減判定所得の引き上げでございます。5割軽減世帯の1人当たりの所得額26万5,000円を27万円に、2割軽減世帯の1人当たりの所得額48万円を49万円に、それぞれ引き上げられるものでございます。施行期日は平成29年4月1日施行となります。以上で、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(山口 和幸君) 報告が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

#### 日程第5 報告第3号

- ◎議長(山口 和幸君) 日程第5、報告第3号、専決第3号、専決処分した平成28年度あさぎり町一般会計補正予算第8号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 報告第3号、専決処分した平成28年度あさぎり町一般会計補正予算第8号につい

て報告します。地方自治法昭和22年法律第67号第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎議長(山口 和幸君) 企画財政課長。

おはようございます。それでは専決処分した平成28年度あさぎり町一般 ●企画財政課長(神田 利久君) 会計補正予算第8号について説明いたします。予算書の1ページをお開けいただきたいと思います。朗読さ せていただきます。平成28年度あさぎり町一般会計補正予算第8号、平成28年度あさぎり町の一般会計 補正予算第8号は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入 歳出それぞれ1,074万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ113億8,9 76万8,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、 第2表繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は第3表地方債補正による。平成29 年3月31日専決、あさぎり町長、愛甲一典。6ページをお開けいただきたいと思います。第2表繰越明許 費補正の追加です。款5農林水産業費、項1農業費、事業名、平成22年度経営体育成支援事業補助金返還 金5万8,000円です。この理由につきましては、後ほど担当課より説明がありますので、省略させてい ただきます。次のページ、7ページをお願いします。第3表地方債補正の変更です。起債の目的、それから 補正後の限度額を申し上げます。販路拡大強化事業、170万円の減で1,170万円となっております。 それから道路整備事業、230万円の減で1億3,780万円となっております。それから学校施設整備事 業、670万円の減で2億4,400万円となっております。これらの事業につきましては、いずれも事業 費の変更に伴い、減額となっております。補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前 と同じとなっております。次に10ページをお願いしたいと思います。歳入ですけれども、上段の目1地方 揮発油譲与税から次のページ、11ページの下から2枠目、目1地方特例交付金までにつきましては、今回、 交付額が確定しておりますので、それに伴いまして補正を行っているところです。まず、10ページの地方 揮発油譲与税ですが、これにつきましては、ガソリン税ということで、今回、減額を行っているところです。 それから次の自動車重量譲与税、これにつきましては車検等の時に係る課税というふうなものでして、27 3万4,000円の増額となっております。それから利子割交付金、これは預貯金等に係る利子税となって おりまして、129万3,000円の減となっております。それから次の配当割交付金、484万円の減と なっております。これにつきましては、上場株式等に対する配当となっております。それから株式等譲渡所 得割交付金、670万4,000円の減となっております。それから次のページ、11ページですが、地方 消費税交付金、3,120万9,000円の減となっております。地方消費税交付金につきましては、県に納 付される地方消費税の2分の1に相当する額を市町村に交付されることになっておりまして、国勢調査の人 口、あるいは事業所統計の従業者数に応じまして、案分されて交付されるものです。それから次に、ゴルフ 場利用税交付金、これにつきましては、県に納付されたゴルフ場利用税収納額の10分の7に相当する額を、 ゴルフ場利用税を納付したゴルフ場所在の市町村に交付するものとなっております。それから自動車取得税 交付金、これも県のほうに納付された自動車取得税額につきまして、政令で定める率を乗じまして10分の 7に相当する額を市町村に案分して交付されるというふうになっております。それから、次の地方特例交付 金ですが、これは恒久的な減税の影響による地方の減収を補てんするために、創設された交付金でありまし て、本町の場合は、減収補てん特例交付金となっておりまして、住宅ローン減税等に伴うものがここに該当 してきております。それから11ページの1番下になりますが、地方交付税です。この中で特別交付税につ きましては、2,479万9,000円が、追加で交付されておりまして、全体で2億2,479万9,000

円となっております。それから普通交付税ですが、今回の補正に伴いまして、財源調整で3,015万9,00円を計上しているところです。普通交付税の留保財源としましては、あと約2億5,000万ほどになっております。歳入のほうを終わりまして、歳出のほうですけれども、19ページをお開けいただきたいと思います。すいません。ちょっと歳入のほうに戻りまして、町債のほうが抜けておりましたので、15ページをお願いします。15ページの町債ですが、先ほど地方債の補正のところで説明いたしました内容ですので、これについては割愛をさせていただきます。それから歳出のほうに移りまして、19ページ公債費、目1元金、この中で財源更正が出てきております。これにつきましては、後ほど担当課より説明があるかというふうに思いますが、住宅使用料が150万ほど減になっております。このために、財源更正が発生しているものです。以上、企画財政課所管分の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

#### ◎議長(山口 和幸君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) おはようございます。それでは、総務課所管分を御説明申し上げます。まず、 歳入予算につきまして御説明申し上げます。 1 2ページをお願いいたします。最上段の、目 1 交通安全対策 特別交付金でございます。この交付金は、地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、改良済み道路 延長などを配分指標として、算定されるものでございます。その配分決定に伴い減額したものでございます。 次に13ページ最下段の、目7消防費県補助金につきましては、球磨川水系の流域市町村が取り組む防災減 災ソフトを、対策等に対して交付される県補助金を実績により減額したものでございます。14ページをお 願いいたします。中ほどの、目1不動産売払収入につきましては、平成29年2月に町有財産売買契約を締 結し、譲渡を行った不動産の売払収入を計上したものでございます。以上で歳入予算の説明を終わります。 次に歳出予算について御説明申し上げます。16ページをお願いいたします。最上段の、目14基金費でご ざいます。ただいま歳入で説明いたしました、不動産売払収入の全額を公共施設整備基金に積み立てるもの でございます。18ページをお願いいたします。中ほどの、目4防災管理費につきましては、球磨川水系防 災減災ソフト対策等補助金の減額に伴う財源更正でございます。次に20ページからは、給与費明細でござ います。20ページの特別職につきましては、今回の補正はございません。21ページからの一般職につき ましては、(1)総括、また22ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細に示しておりますとおり、 今回補正の給与費は、時間外手当を28万5,000円減額するものでございます。以上で、総務課所管分 の説明を終わります。

#### ◎議長(山口 和幸君) 町民課長。

●町民課長(宮原 恵美子さん) 町民課所管分の補正予算につきまして、御説明申し上げます。まず歳入からです。13ページをお願いいたします。最上段になります。目2民生費国庫委託金、節2国民年金事務委託金、9万6,000円の減額でございます。国民年金法の規定に基づきますところの、交付決定額通知によりますところの減額でございます。続きまして歳出です。16ページをお願いいたします。款3民生費、目5国民年金事務費でございます。歳入で申し上げました国庫委託金の減額によりますところの財源更正でございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎議長(山口 和幸君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(竹下 正男君) おはようございます。それでは生活福祉課所管の専決補正予算について御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げますけれども、補正の要因としましては、主に国県の補助金や、各負担金等の額の確定に伴いまして、増減補正をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。まず、款12分担金及び負担金、目2民生費負担金、保育所負担金を減額補正しているところでございます。当初見込んでおりました、保育所の中途入所分などが、予定より少なかったことと、段階的に保育料の軽減措置によるところの実績での減額となっております。その下の目3衛生費負

担金、養育医療費保護者負担金を減額補正しております。未熟児等の医療費でありまして、保護者の負担金 が、当初見込みよりも少なかったということで、実績により減額でございます。同じページの最下段ですが、 款14国庫支出金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金、児童福祉補助金ですが、子供子育て支 援体制整備総合推進事業費補助金として、保育園と認定こども園の保育所を対象に、研修を実施する事業で ありまして、その実績により減額でございます。その下の節3臨時福祉給付金給付補助金につきましても、 平成28年度分の事務費分の実績による減額補正でございます。続きまして、13ページをお願いいたしま す。款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、生活保護費負担金につきましては、しらがね寮 の事務費の県負担金と、事業費の県負担金の実績が確定いたしましたので、補正した分でございます。次の 下段の項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金の特別弔慰金支給事務交付金については、 平成28年度の戦没者等の家族等に特別弔慰金が支給されましたが、この事務費として交付された補助金で ございます。次の同じ目の節2児童福祉費補助金496万1,000円ですが、減額ということです。県多 子世帯子育て支援事業費県補助金、施設型給付費県補助金、地域子供子育て支援事業費県補助金につきまし ては、すべて補助金額の確定により、減額となっております。次に、14ページをお願いいたします。最下 段でありますが、款12諸収入、雑入ですが、目1民生費納付金ですが、しらがね寮の自己負担分です。前 のページの県の負担金と同じく、実績額で確定いたしましたので、補正したものでございます。続きまして 歳出に入ります。16ページをお願いいたします。中ほどですが、款3民生費、目1社会福祉総務費につき ましては、歳入でもありましたように、特別弔慰金支給事務交付金に対する事務費の県補助金による財源更 正を行ったものでございます。 1万5,000円ですね。それから、下段の目8ですけれども、臨時福祉給 付金等の給付事業ですが、平成26年度から、毎年、国の施策として実施されており、国の100%の補助 対象事業であります。平成27年度分の実績として、翌年度の精算での返還金となります。実績においてで すね、町のシステムでの対象見込み数が4,221名、支給決定対象数が3,889名、残りの332名分の 返還額となっております。次に下段になりますが、款3民生費、項2児童福祉費の、目1児童福祉総務費2 41万3,000円の減額補正でございます。節13の委託料において、病児病後児保育事業委託として、 公立多良木病院にお願いしておりますが、本町が4か町村の事務局でもありまして、実績により減額するも のでございます。次の子供子育て支援体制整備総合推進事業委託料ですが、これは保育士等の研修会等の事 業実績により減額でございます。節19負担金補助及び交付金の子育て支援強化事業補助金についても、実 績による減額でございます。次のページ、17ページをお願いいたします。款3民生費、目1救護施設総務 費については、歳入でもありましたように、しらがね寮の事務費の財源更正となっております。目2救護施 設事業費の節11需用費ですが、歳入での増額によるもので、需要額で支出するために補正したものでござ います。次、款4衛生費ですが、目5母子保健事業費につきましては、県の補助金の実績により、財源更正 を行ったものでございます。目10養育医療費につきましても、歳入でも御説明いたしましたように、保護 者負担金の実績による財源更正を行ったものでございます。以上で、生活福祉課所管の説明を終わりたいと 思います。よろしくお願いします。

## ◎議長(山口 和幸君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(上村 哲夫君) はい、おはようございます。それでは、高齢福祉課分の専決補正予算の説明を申し上げます。まず13ページをお願いいたします。中ほどでございます。款15県支出金、目2民生費県補助金、節5の老人福祉補助金で、23万9,000円の減額補正をいたしております。市民後見推進事業の補助金の減額でございますが、この事業につきましては、人吉市社会福祉協議会に人吉球磨成年後見センターということで、10市町村の業務委託事業でございます。平成28年度の経理が確定したことに伴いまして、補助金の変更決定がまいりました。それに伴っての213万9,000円の減額となっておりま

す。次に歳出をお願いいたします。16ページをお開きください。中ほど款3民生費、目2老人福祉費でございますが、ただいま説明申し上げました歳入の補助金の減額に伴いましての財源更正となっているものでございます。以上で、高齢福祉課分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ◎議長(山口 和幸君) 農業振興課長。

●農業振興課長(甲斐 真也君) はい、おはようございます。農業振興課分の所管分の補正予算につきまし て説明をいたします。まず6ページをお願いいたします。第2表繰越明許補正の分で、先ほど説明がありま したけれども、内容につきましては、事業名で、平成22年度経営体支援育成事業補助金返還金となってお りますが、このことにつきましては、昨年9月の議会で予算計上し、可決いただきました案件でございます。 内容につきましては、経営体の方が病気により、営農継続が困難となったために、補助事業で導入しました 農業機械の残存価格等により、補助率の3割分を返納いただき、当該年度で県へ返還するように事務を進め ておりましたところ、熊本地震の影響によりまして、被災された農家の方から県への経営体支援事業申請要 望が数多く寄せられたために、事務量の増加に伴い、県と農政局との協議が年度内に進めることができませ んで、平成29年度の財産処分による国庫納付分として、県が受け入れることとしましたので、繰り越しを お願いするものでございます。続きまして、13ページをお願いいたします。歳入となります。3枠目の中 ほどで、目4農林水産業県補助金、節1農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金並びに、くまもと稼 げる園芸産地育成対策事業補助金の減額につきましては、事業の確定によるものでございます。続きまして、 14ページをお願いいたします。4枠目の目1農林水産費受託事業収入の農地中間管理機構受託事業収入の 減額につきましても、事業の確定により減額をするものでございます。次に17ページをお願いいたします。 歳出となります。3枠目の目4農業振興費、節19負担金補助及び交付金の制度資金利子補給費補助金は、 平成28年度の利子補給額が5件分で37万3,698円と確定したことにより、32万4,000円を減額 するものです。くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金は、県の事業を活用し町とJAも支援を行い、 単棟ハウス電照施設、自動換気装置の整備を行いましたが、事業費の確定により減額するもので、町内の事 業取り組み農家数は15件で、総事業費につきましては、1,253万4,000円となっております。次に、 目11農地中間管理事業費、節3職員手当の時間外手当と、節9旅費につきましては、農地中間管理機構の 受託費を財源とし、地域の話し合いへの担当職員の出席に係る手当や会議等への出席に、活用しておりまし たけれども、その実績により減額するものとなります。以上で農業振興課所管分の説明を終わります。よろ しくお願いいたします。

#### ◎議長(山口 和幸君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) 商工観光課所管の補正予算を説明いたします。15ページの歳入からです。 目3商工観光債、節1販路拡大事業債、170万の減額です。これは事業費確定による減額を計上しております。歳出につきましては18ページ、1番上段になりますが、目1商工総務費、これは歳入減に伴います財源更正です。以上です。

#### ◎議長(山口 和幸君) 建設林業課長。

●建設林業課長(坂本 健一郎君) おはようございます。建設林業課所管分について説明をいたします。歳入12ページをお願いいたします。中ほど、目6土木施設使用料、住宅使用料、マイナスの150万円でございますが、現年度分の収入見込み額が、現予算に対しましてマイナスということになることから減額するものでものでございますけれども、歳入欠陥を起こす恐れがあるということでございまして、減額するものでございますが、主な要因といたしましては、平成28年度におきまして、平均の住宅の入居率及び、所得要件等による住宅料の減額措置等に起因して収納率が落ちておるというのが主な要因のようでございます。次に、14ページをお願いいたします。最上段の目2農林水産業費県委託金でございます。林業費委託金、

松くい虫関係の委託金でございますけれども、それぞれマイナスの1,000円ずつでございますが、予算計上額と収入金額の端数の関係で、それぞれ委託金を1,000円ずつ減額するものでございます。次に次ページ、15ページでございます。4土木債でございますが、減額の230万、この主な理由といたしましては、歩道整備工事の事業費の見直し及び事業費確定により減額するものでございますけれども、関係路線は5路線の関係でございます。次に、歳出のほうで、17ページ、最下段の目5森林病害虫防除費でございます。これは歳入の県委託金減額による財源更正でございます。次に18ページでございます。2枠目の土木費関係、目2道路維持費、目4道路改良費、いずれも土木債減額による財源更正をいたしております。19ページ、公債費の目1元金でございますけれども、これは歳入の住宅使用料を元金償還に充当しておりましたので、これも財源更正を行うものでございます。以上でございます。

#### ◎議長(山口 和幸君) 教育課長。

- ●教育課長(木下 尚宏君) はい。それでは教育課所管分について御説明いたします。12ページをお願いいたします。最下段になります。目6教育費国庫補助金、幼稚園就園奨励費補助金1万4,000円を増額しております。私立幼稚園の保育料軽減措置に対する国庫補助金でございます。今回の交付決定額に合わせまして増額補正しております。13ページ、3枠目の下から2行目になりますけれども、目6教育費県補助金、7万4,000円を減額しております。深田小学校で実施しました企業体験推進事業を事業実施費の確定により減額をいたしております。次のページ、14ページをお願いいたします。2枠目、目2利子及び配当金でございます。奨学金基金利子の確定により、1万8,000円を減額いたしております。15ページの目6教育債でございます。免田小学校の体育館屋根の改修、それから同じく免田小学校のプール塗装改修工事、それと岡原小学校の校舎の屋根改修事業等を行っておりますけれども、それの事業の確定によりまして起債の減額を行っております。歳出に移ります。18ページをお願いいたします。下から2枠目、目3の教育振興費でございます。これにつきましては、先ほどの幼稚園の就園奨励費補助金、それから奨学基金利子の財源、歳入で説明いたしました財源更正になっております。最下段の目1学校管理費です。歳入のところで説明いたしました、起業体験の推進事業のマイナスの7万4,000円の財源更正、それと節13の委託料、それから節15の工事請負費につきましては、小学校の工事関係の事業実績に伴いまして減額補正を行っております。以上、教育課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(山口 和幸君) 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんね。 (「なし」の声あり)
- ◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

## 日程第6 報告第4号

- ◎議長(山口 和幸君) 日程第6、報告第4号、専決第4号、専決処分した平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第5号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。
- ●町長(愛甲 一典君) 報告第4号、専決処分した、あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について報告します。地方自治法昭和22年法律第67号第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ◎議長(山口 和幸君) 健康推進課長。
- ●健康推進課長(岡部 和平君) はい、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算第5号の専決処分について、御説明申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第5号、平成28年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第5号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,116万4,

000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億2,875万円とする。第2項、歳入 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳 出予算補正による。平成29年3月31日専決、あさぎり町長 愛甲一典。今回の補正は、歳入については 交付決定額等に基づくところの補正でございます。それから歳出については、およそ支出の確定したものに ついての補正と、それから歳入が大きゅうございましたので、それを予備費として計上する補正でございま す。6ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、療養給付費等負担金、1,119万6,00 0円の補正でございます。それぞれ療養給付費負担金、それから老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金 負担金、後期高齢者支援負担金、28年度の交付決定に基づくところの補正でございます。次の款3国庫支 出金、目1財政調整交付金でございますが、普通調整交付金1,656万8,000円の減額、特別調整交付 金3,946万円の増額の補正で、28年度の交付申請額に基づくところの補正でございます。款4療養給 付費等交付金、目1療養給付費等交付金、退職被保険者に係る医療費の財源でございますけれども、142 万円の減額でございます。交付決定額に基づくところの補正でございます。それから、款6県支出金、目1 財政調整交付金5,227万5,000円の増額補正でございます。 財政調整交付金の決定通知に基づくとこ ろの補正でございますけれども、今回は特別調整交付金の中で、収納率の向上とかそういったところが評価 されて、大幅な増額となったところでございます。それから、款11諸収入、目1一般被保険者第三者納付 金49万円の減額でございますけれども、28年度の第三者納付金の決定というか、見込みに基づくところ の補正でございます。 7ページですが、款11諸収入、目6雑入6,222万5,000円の補正でございま すけれども、平成27年度にかかりますところの、療養給付費等負担金、国の負担金でございますが、の精 算額が、決定しました、清算額の通知がございましたので、それに基づくところの補正でございます。国か らの負担金でございますけれども、財源の充当するところがないっていうところで、雑入として計上させて いただいております。次のページをお願いいたします。歳出ですが、保険給付費、歳入で申し上げましたと ころの財源更正と、それから、目1の一般被保険者療養給付費については、28年度の見込み額に基づくと ころの減額をさせていただいております。それから、目3の一般被保険者療養費についても同様でございま す。款2保険給付費の項2高額療養費でございますけれども、一般被保険者の分、それから退職被保険者の 分についても、それぞれ見込みに基づくところの減額を563万1,000円、それから92万円をさせて いただいております。それと財源に基づくところの財源更正もしているところです。次の款3後期高齢者支 援金等、これについて、それから次のページの款6介護納付金、それから、款8保健事業費については財源 の更正でございます。 款12予備費1億2,993万1,000円の補正でございますけれども、歳入の過年 度分の国庫の負担金と、それから県の財政調整交付金の増額によりますところのものをここに積ませていた だくというところでございます。以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 報告が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。
- ◎議長(山口 和幸君) お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。
- ◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。
- ◎議長(山口 和幸君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成29年度あさぎり町議会第1回会議を閉会いたします。
- ●議会事務局長(片山 守君) 起立、礼。お疲れ様でした。

# 午前11時02分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長山口和幸

署名議員 加賀山 瑞津子

署名議員 橋本 誠